

8 複合型サービス費

基本部分		注		注 過少サービスに対する減算	注 訪問看護体制減算(1月につき)	注 末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	注 特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)				
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合								
イ 看護小規模多機能型 居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者 以外の方に対して行う場合	要介護1 (12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	-925単位	-925単位	-30単位			
		要介護2 (17,268単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (24,274単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (27,531単位)							-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 (31,141単位)							-2,914単位	-2,914単位	-95単位
	(2) 同一建物に居住する者 に対して行う場合	要介護1 (11,119単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 (15,558単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (21,871単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (24,805単位)							-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 (28,058単位)							-2,914単位	-2,914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1 (565単位)										
	要介護2 (632単位)										
	要介護3 (700単位)										
	要介護4 (767単位)										
	要介護5 (832単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)										
	(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)										
ホ 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 600単位を加算)											
ヘ 事業開始時支援加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 500単位を加算)											
ト 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 540単位を加算)											
チ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算)										
	(2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)										
リ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2,000単位を加算)				注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合							
ヌ 訪問看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2,500単位を加算)											
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)											
ヲ サービス提供体制 強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)									
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)									
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)									
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)									
ワ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位×102/1000)			注 所定単位は、イからワまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×74/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位×41/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×80/100)										

： 事業開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、訪問看護体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目